

○1 番（菊川敬人）

皆さん、こんにちは。議席番号1番、菊川敬人です。

本日は、さきに通告いたしました環境政策を問うと題しまして、環境全般について質問したいと思います。

昨年3月11日の東日本大震災発生から1年が経過しました。先祖代々住みなれた町や自然が、なすすべもなく津波に飲み込まれていく状況を目の前にし、被災された方々は、この世の地獄と思われたことでしょうか。美しい町並みや自然は、一朝一夕につくり上げることは困難であります。先祖から代々受け継がれた風雪にさらされ、我が国の風土に合った自然形成は子や孫に受け継がれる遺産であります。環境の保全や維持については、人類の生存にかかわる問題であります。私たちの日々の暮らしを支える経済活動は、基盤となる地球環境を維持することで成り立っています。清き水や美しい緑が織りなす自然環境を守り続けるためには、日本じゅう、いや世界じゅうが環境保全について真剣に立ち向かう必要があります。

我が国は、2008年から、ことし2012年までに、CO<sub>2</sub>など温室効果ガスの排出量を1990年に比較し6%削減することが2005年5月の京都議定書により義務づけられました。しかし、2009年、当時の総理がニューヨークで開催されました国連気候変動サミットの席上、2020年までにCO<sub>2</sub>を25%削減するというふうに表明いたしました。国民や企業に多大な衝撃を与えました。いまや地球温暖化対策やごみ発生の抑制、河川の水質改善など、地方自治体として避けられない課題となっております。

我が町には、平成12年3月に開成町環境基本条例が制定され、翌平成13年には、環境にかかわる長期的な目標と達成に向けた町民、事業者、町の取り組みを具体的に示された開成町環境基本計画が制定されています。今、町では南部地区土地区画整理事業が進み、26.7ヘクタールが商業、住宅地へと変わろうとしています。また、酒匂川第二橋建設により、美しい松並木が数本伐採されました。このように小さい町でありながらも、まちづくりによる開発で自然の維持が困難となっています。自然環境を維持し住みよいまちづくりを実践することは、我々の努めです。町には、環境維持にかかわるものとしてごみ処理基本計画が策定されていますが、そのほか、緑の基本計画、景観形成計画、大気・騒音・水質に係る基本計画は策定されていません。開成町環境基本計画を、より実現的かつ実効性のあるものにするために伺います。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

菊川議員のご質問にお答えします。

開成町環境基本計画は、町環境基本条例を受けて、環境にかかわる長期的な目標、その達成に向けた町民、事業者、町行政の数々の取り組みを具体的に示す指針の役割を果たすものであります。この計画は、最初に計画期間を平成14年度から18

年度とするものが策定をされました。次に平成19年度から23年度、現在、次の平成24年度から平成28年度を期間とする計画制定に向けてパブリックコメントを実施、住民の皆さんの意見を聞いている最中であります。今回の計画改定に当たっての素案づくりには、前回と同様に環境基本計画推進会議の皆さんにご尽力をいただいております。推進会議では、水辺や緑の保全などの自然環境、ごみ問題などの生活環境、地球温暖化問題などの地球環境、そして、これらについての学習啓発活動等、環境まちづくりの4分野に分けて検討されました。町といたしましては、推進会議の皆さんが精力的に検討を重ねられたことに感謝申し上げるとともに、住民目線での検討結果を最大限に尊重した計画にしたいと考えております。今後、環境審議会への諮問・答申を経て決定をいたします。

計画は施策の方向性を示すためのものであり、この計画の推進に当たっては、計画に盛り込まれた重点プランや個別の政策ごとに具体的施策を位置づけております。現計画では、四つの基本目標と、これを達成するための13の取り組み方針、目標年次である平成23年度における18の達成目標を設定しております。その進捗状況を毎年度、環境基本計画推進会議と環境審議会に報告し、住民の目線から点検をしていただいております。

目標年次は平成23年度ですが、昨年12月に平成22年度以前の達成度を環境審議会に報告して、次のとおり評価をいただいております。目標を達成してAと評価された事項は6、100%には至らないが事業は進捗している、B評価された事項は8、事業の進捗が50%以下のC評価が3、事業が実施されていない、あるいは実施していないと同様にみなされているD評価となった項目が1でした。チームマイナス6%運動参加事業者数、平成23年度目標が10事業所に対し4事業所にとどまっていることがDと評価された項目です。次期計画は、この点検結果を踏まえながら、現時点で取り組むことが必要と考えられる施策に絞り、体系的に整理して示すものとなります。

次に、ご質問の中にありました緑の基本計画と景観形成計画についてです。緑の基本計画は、平成6年に都市緑地保全法の改正により創設された都市の緑全般に関する計画であり、町では平成8年3月に策定をしております。緑に関連したまちづくりや事業などを進める場合には、この計画と整合を図り、都市公園などの都市計画決定や変更時には、その根拠となる役割を担うものであります。今後、社会、経済などの変化や町民ニーズの変化等が生じた場合には、適宜、計画内容の見直しを行ってまいります。

景観形成計画については、景観計画区域内における良好な景観形成のための基本方針や行為の制限を定めるものであり、まちづくりを進める上での手法の一つとして認識をしております。現在、開成町では、区域区分、農業振興地域整備計画、用途地域による規制、さらに土地区画整理事業区域内においては地区計画を制定し、建築物や土地利用に関する規制、誘導を行っており、これらによって良好な都市景観が形成され保全されると考えております。しかし、住居環境の向上のためには、地域特性に応じたきめ細かな誘導方策も有効ではないかと考えられますので、今後の研究課題といたしたいと思っております。

次に、大気、騒音、水質などについて、基本計画の定めがないとのご指摘です。これらは、県が権限に基づき、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制をしております。そのため、町がその実効性を確保する手段がないものについて、別に指針等を設けたり数値目標を設けたりすることは考えておりません。

次期環境基本計画では、町環境基本条例の基本理念やきれいな町をつくる条例の趣旨を反映し、家庭生活、車、バイク等から出る騒音に配慮することや道路、水路へのごみのポイ捨てをなくすなど、良好な環境を守っていく上で、町民、事業者、行政のそれぞれがどのような取り組みをすべきかを示すものとしたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、改めて質問いたします。環境基本計画と環境基本条例とは整合性があると思いますので、あわせて両方からご質問いたします。

国では、2000年を基準に環境基本計画が制定されました。同様、町でも平成13年に開成町環境基本計画が制定されています。これは、2011年までが期限となっております。この計画の目的と役割を見ますと、経済の発展に伴う自然の減少や、ごみがふえることで、地域の環境にさまざまな負荷を与えられている。安全に健康で文化的な生活をする権利を持っていると同時に、自然環境、生活環境、都市環境を将来の世代に継承していく責任があると、こういうふうに書かれています。平成12年に制定されました開成町環境基本条例に基づき、町民、事業者、行政がそれぞれ連携し、環境保全と創造を図ることをねらうものであります。

環境保全は、町の発展に欠くことのできない大きな要素があると思われます。町の周辺を見渡すと、東側には丹沢山系、西側には箱根山系が連なり、気候、風光とも申し分ない場所だと思います。この自然環境を初めとし歴史的環境や教育的環境に影響が生じないように、環境基本計画のもと、しっかりとした環境政策を実現する必要があると思います。

したがって、次のことを質問いたします。2007年から11年までの間、実施されました環境基本計画で、特に町として力を入れて実施されたことは何であったか。そして、最大の効果、成果が生まれたものは何だったか。あわせて、反省する点がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。以上3点、お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

お答えします。ただいま、次期計画のパブコメの中に、ご質問にありましたように2007年から2011年の達成度という形で表が載っております。その中で町が特に力を入れたというもので言いますと、一番大きなもので言いますと、ごみの減量化、これが一番大きいものであろうかというふうに考えてございます。家庭

系のごみ、住民1人当たりのごみの排出量、平成17年、2007年当時、841グラムであったことに対しまして、実績はまだ平成22年度ベースでのお答えになるのですけれども、737グラムということで大幅に減らすことができました。これは、もちろん住民の皆様にご理解いただいたところが大きいと思いますけれども、先ほどの町長の答弁の中にもありまして、環境審議会でのご評価もAという形になってございます。一番大きな部分としましては、そういったところが大きく力を入れたところでございます。

一方、反省するべき点といたしましては、環境の保全の部分で余り効果が高い施策ができなかった、こういったところが反省すべき点かと、このように思っているところです。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

その反省すべき点について、また、これからお伺いしたいと思います。

ちょっと思い浮かべていただきたいのですが、童謡に「ふるさと」という曲があります。その曲は、誰もが何回も口ずさんだ曲だと思います。「うさぎ追いし、かの山、こぶな釣りし、かの川」で始まりますが、この曲の歌詞は、美しいふるさとで遊んだことを思い出しながら、忘れることができないとともに、この美しい自然をいつまでも守り続けたいという願望が込められた名曲ではないかなというふうに私は思います。また、それ以外にも童謡にはふるさとを思う曲がいっぱいあります。

一度破壊された自然は、復元することがなかなか大変だというふうに思います。そういった観点からお伺いしたいと思います。ただいま基本計画について課長のほうから答弁を少しいただきました。環境基本計画の目的、目標達成と関連する環境基本条例があるわけですが、この条例の第1条では環境の保全及び創造ということの文言から始まっております。この文言は、条文の中にも至るところで出てまいります。「保全」ということについて広辞苑を引いてみますと、保護して安全にすることと書かれています。すなわち、環境を良好な状態で維持することではないかなというふうに私は解釈いたします。「創造」につきましては、新たにつくることとなっています。つまり、失われてしまった環境を回復することで豊かな潤いのある環境を再び作り出すことといったことも含まれているのではないかなと思います。

基本条例では、環境の保全及び創造に関する基本施策として第7条が設けられております。ここで述べられております保全と創造について記された4項目がございしますが、この4項目を逸脱しないために講じるべき手段はどのような手段があるのか。考えてみますと、規則が特にあるわけではありませぬので、なかなか守りづらいうふうなふうに思います。したがって、定められた条例を守るために別途細則が必要ではないかなと思いますが、いかがお考えでしょうか。

それから、次の第8条では、環境基本計画に上げられた保全及び創造に関する目的、方策の方法、配慮の指針というふうには書かれておりますが、この項目が行政にどういうふうに反映されていたのか、その実績があればお伺いしたいと思います。

第7条では、ちょっと読み上げてみますと、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的に実践するものとする。一つ、安全で健康かつ快適な生活環境を確保すること。二つ、松並木等の地域を特徴づける自然的・歴史的資源の保全、及び活動を快適環境の形成を図るといふふうに書いてあります。三つ目には、エネルギーについて、資源の循環的な利用について触れられております。循環型社会を構築するということになっております。四つ目に地球温暖化防止について触れられておりますが、このことにつきまして、どういうふうに町に反映されたか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。町は、申し上げましたように、平成12年に環境基本条例を策定しております。施策の基本方針ということで7条に示しているわけでございますけれども、これを具現化するための手段としたしまして、その次、第8条に書かれております環境基本計画を定めていると、そのように認識をしております。この環境基本計画の中で基本目標、取り組みの方針ですとか達成目標、これらを定めまして、数値化できるものは数値化し実施してきたというふうに考えておりますので、これを実施していくこと、これを達成していくことが目的でありまして使命であると。ですから、特に細則等を設けて行うということは必要なく、計画をつくり計画を実施していくことが重要なことではないかなというふうに思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

私は、実施する上で、やはり決まり、定めがあったほうが実施しやすいかなと、そういう観点からお伺いしておるわけでございます。

実は、私も、細則等については、町の要綱あるいは要領については公開されていないので、よく理解できておりませんので、その辺を含めまして確認したいと思っておりますが、基本条例の中に事業者の責務というのがありまして、第4条にうたっておりますが、事業者は基本理念にのっとり公害防止、自然環境の保全を行うよう記載しております。しかし、事業者ごとに公害や自然環境に対する認識は若干異なるのではないかと思います。それと、環境保全について、どのような管理方法がとられているのか、行政側として把握が余りされていないのではないかなというような感じがいたします。

公害防止や自然環境保全を行うのに、開成町環境基本条例を遵守するために事業者の指導は不可欠というふうに思います。では、環境基本条例を遵守するためについて伺いますが、町内事業者では、大気、水質、騒音に関する条例の遵守はどの程度できているのか、把握されておられますか。その確認方法は、どういう確認方法をされているのか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

基本条例の事業者の責務の記載は、講じなければならない、努めるものとする、努力する、協力するというような記載になってございます。これらにつきましては個々の法律、法令がありますし、また、その法令に基づいた知事の権限によりまして神奈川県のあるとといった中で、おっしゃられたのは公害に係る部分かと思うのですけれども、そういった部分につきましては神奈川県のほうで個々に立入検査等々を行っているところでございます。

それで、今、開成町のほうで、その関係、特に水質の関係では一昨年では若干問題があったというようなことがございました。それにつきましては、県の立ち入りが入ったときには町も同行していると、このような状況がございまして、ただ、そういった範囲での町の把握でございまして、違反事項がありましたら町のほうにご報告はいただきますけれども、直接、町がそこに関与するというよりは、そういった報告をいただいた上で県と一緒に状況把握に努める、そのような形になっております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

なぜ、私がこういうことを言うかといいますと、例えば、工場排水の場合は下水放流とかんがい用水の放流の二通りあると思うのですけれども、用水路が最終放流先であった場合、水路は町内を流れているわけです。ここで異常な物質が流れると、やはり町の町内を汚染するというような考えが成り立つと思うのです。そういった意味合いから、町でも、県にすべてお任せする形ではなくて、ある程度の認識を持った形で、そういう抑制あるいは指導に当たるべきだと思うのですが、私の考え方が違っているのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

先ほど私の申しましたところで、通常の営業といいますか、工場操業の中でではなく、事故が起きるとかヒューマンエラーが起きるとか、そういった状況の中で発生したことがございました。それにつきましては、町も、先ほど申しましたとおり、一緒になって工場内立ち入りとか原因調査をするとか、こういうことはやってございます。今、おっしゃられたご質問の中で、やはり法に基づく権限が県にあるという中で、その部分はどうしても県のほうにお任せせざるを得ないのですけれども、町も一緒になって状況を把握して、そこに町の職員も立ち会うという中で、事故のあった事業所についての指導は一緒になって行っていると、このようにご理解いただければありがたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

ちょっと細かいことを言うようで申しわけないのですが、細則も特につくらないということでありましたので。私も、次期の環境基本計画を見ていまして、やはり目標そのものが抽象的というか、目的意識が希薄である部分というのが感じられるのです。例えば、目標達成の中で騒音等について苦情の件数を50%以上削減しますよということが書かれてありまして、まだこれは計画段階でしょうから、あれなのですが、5件のところを3件まで減らすよというような形になっております。5件を3件に減らすと40%です。50%には達成しないと思うのですが、それよりも、騒音に至ってはやはり苦情を減らすということですから、苦情が発生するということは法から逸脱しているということでもありますので、こここのところの目標設定は私はゼロでなくてはおかしいと思うのです。1件でも起きると、法を犯しているということになりますから。そういった観点から見ますと、ちょっと意識が希薄かなという感じがしますが。そのためにも、先ほど言いましたように、規則等をつくっていくほうがいいのかと思うのですが、改めて、その辺のところのお考えはいかがでしょう。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

先ほど町長の答弁の中にもあったかと思うのですが、今、議員さんがおっしゃられております騒音ですとか水質ですとか、そういうようなものにつきましては、条例云々ということより、まず法が存在してございますので、法に基づきまして各事業者が「ねばならない」という義務を負っております。それと別の時点から、開成町におきましては、理念を定めたような条例になりますけれども、この条例を定めてやっていただいておりますので、法でやるものと町の条例と両方で、あるいは県との協働の中で見ていく、当たっていくという形で進めさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

ちょっとお待ちください。環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

今回、定めようとしております基本計画のほうは、法云々の前段の部分で、まず住民がどのように思うか、その部分での目標を設定させていただいたと。法を犯しているとか犯していないにかかわらず、住民がどのように、ここで条文があるよと、そういうような部分で目標を定めているということで、法とちょっと違う部分だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

なかなか苦しい部分があるかと思いますが。

町では昨年度、節電チャレンジというのを実施されました。これは大変前向きな取り組みであって、非常に私も評価する部分ではありますが、基本条例の中でも地球温暖化の防止について触れられています。このことは基本計画の中で、事業者はチ

チームマイナス6%の運動に参加する、また全行政施設では平成17年度レベルよりCO<sub>2</sub>を5%以上削減します、そういうふうになっております。私たち日々の暮らしの根幹であります経済活動の根幹となる地球環境が大変厳しい状況にあるのは、誰もが承知しております。戦後、人々の努力により復興を遂げ、高度成長になり、右肩上がりの経済上昇を実現したわけではありますが、それに伴い私たちは大量の資源消費を行ってまいりました。その結果として、オゾン層を破壊したり化石燃料を枯渇したりということにつながっております。世界じゅうの石油寿命は30年から40年、天然ガスは60年、石炭は150年とも言われております。

経済の発展とともにふえ続けるエネルギー消費により、一方では地球温暖化が全世界規模で進んで問題視されております。温暖化防止について、チームマイナス6%の参加は先ほど町長より答弁がありましたが、この運動に参加することによって得られた成果はどういうものがあつたか、また行政としてチームマイナス6%に参加されたのかどうか、それと行政施設のCO<sub>2</sub>5%以上削減の具体的な施策はどういうことをとられたかについて、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

お答えします。まず、チームマイナス6%の関係でございますけれども、チームマイナス6%は温室効果ガスを抑制するために2005年から2009年12月末ということで日本政府が主導したプロジェクトでございまして、町といたしましても、それに手は上げてございます。ただ、具体には、開成町地球温暖化防止実行計画、これを町行政の決めるものとしまして、町の施設等々から発生しますCO<sub>2</sub>削減という部分で取り組んだものでございます。

地球温暖化防止実行計画は、現在改定作業中の基本計画の策定期間とあわせて2007年から2011年で作られましたので、先ほどの時期とは若干ずれてございますが、その間での成果といたしましては、最終的な目標年次、地球温暖化防止実行計画目標年次が、まだ実は集計が終わっていない段階の前年度までの話になってしまうのですけれども、ここでは時期がずれているということでマイナス5%を目標といたしました。それで、結果なのでございますけれども、結果というよりは22年度時点の実績なのですが、マイナス3.4%にとどまっているという計算をしているところでございます。具体の施策といたしましては、この間にやってきた部分で申しますと、電気の器具の使用削減とかパソコン類を使わないときは落としましょうとか冷房の温度設定を確実にしておくとか。また、別の次元でもかかわってくるものではございますけれども、時間外の抑制、水曜日にはノー残業デーを実施するとか、そういったもろもろの施策をとりましてやってまいったところなのですが、結果は先ほど申したとおりの状況でございました。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

なかなか大変なことをやってこられたというふうに評価いたします。

次に質問したいのは、環境影響評価のことです。建設とか工事といいますと、まず安全第一ということが頭に浮かぶわけですが、安全ミーティングだったり、始業前のKYT、危機予知訓練、総体的にはリスクアセスメントというものもあるわけですが、事業を計画する前、あるいは計画段階において行うべき環境アセスメントがありますが、計画する前に、環境へどのような負荷があるのか、そういったことを事前に影響評価を行うわけでありまして。

環境影響評価については、最近、沖縄で米軍基地の問題で話題となっております。環境に対する影響の評価を行わないと、どのような環境に影響を与える側面があるのか、また法に対してどのような漏れがあるのかということがなかなか判断できないということでありまして。町では、環境に関するトラブルというのは、そうないように聞いておりますが、前回、同僚議員より騒音に関する一般質問がありました。このような事象を防ぐためにも、環境に影響を与える側面を評価しなければいけないと、そのように考えております。

現在、町で設置されているもの、あるいは、これからするものに設備、機器、工事等があると思いますが、このものについて環境影響評価は行うのでしょうか。また、南部開発があるわけですが、南部開発についての環境影響評価はされたのか、誰がするのか、お伺いしたいと思います。それから、開成南小学校及び開成小学校の建築、増改築があったわけですが、このときの環境の影響評価というのはされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

南部開発につきまして、私のほうが所管していますので、お答えしたいと思いますけれども、議員ご存じのとおり環境影響評価機構、この中で、事業の種類ですとか、それによって適用されるものが違うと思いますけれども、区画整理なんかの面整備の場合、私が認識しているのは30ヘクタールの規模以上であると法律的に環境影響評価をしないといけない。たまたま南部につきましては、それを切っていますので、法律的にはやらなくてもいいと。ただ、事業主体は組合ですから、もし仮にやるとすると、土地区画整理組合がやることになろうかなというふうには思っております。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

先ほど開成小と開成南小学校の開発の関係が出ましたので、ちょっと私、前の仕事のときに、南部の区画整理組合発足前に、アセス、法的には必要ないということがありまして、法に基づくアセスはやっていませんけれども、環境アセスメントの影響評価の関係は実際にやっておりまして、特に問題ないというような結果が出ておりましたので、それをもとに建設のほうも順次進めているというふうに考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

そうですね。やはり影響評価を行わないと、何が環境に影響を与えるかということがなかなか判断できないと思いますので、これは、そういう形では、法的に関係ないということではなくて、そういう認識を持っておられるほうがいいのかなと思います。

それとあわせて、私、どうしても民間的な考え方をするものですから、こういう質問になってしまうのですけれども、今までに環境保全を考えるとISOというものが浮かんでくるのです。国際規格として定められているISOの14001というのがあるのですが、これは環境マネジメントシステムを満たすべく必須事項が定められておまして、そして、みずからが目的と目標を定め、目的と目標から逸脱しないために数値管理をしていく、そういうふうな手法であります。町の環境保全や創造を完全に遂行するためには、これは最強のバイブルではないかなと思うわけです。このISOについての認識はあると思いますが、これを導入するという検討の経緯はあるのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

私が、環境防災課という部分ではなくて、その前の時点でISOというものが広がって、話の中で町として取り組みをするかしないかというような検討がされた記憶がございます。ただ、結果として、ISOの資格をずっと維持するためには相当にお金がかかるという話の中で、その精神は一応、盛り込まなくてはいけないね、だけどISOの認定を取ることまではしないでおこうよと、こういうような話し合いがされたというふうな記憶がございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

ISOは、確かに大変だと思います。今は環境省で進めている、もう少し簡易的なエコアクション21というのがありますが、そちらのほうが簡易的であって簡単にできるので、検討するのであれば、そちらのほうを検討されればいいかなと思います。確かに、ISOを継続すると費用と時間がかかりかかります。しかしながら、それはそれなりに大変有効なものだというふうに私は判断します。

それから、伺いたいことは、緑と水に関する基本計画がないということをお先ほど申しましたが、とりわけ開成町は水と緑の町だということをおキャッチフレーズに町外へ発信している部分があると思います。しかしながら、現状では、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画など、今後の長期にわたり緑に関する総合的な計画は、緑豊かなまちづくりに欠かせない指針であるというふうに思います。

また、水質汚濁に関する基本的なものとして工場排水、家庭排水等があるわけですが、これらすべてを一括して雑排水と扱うことは非常に危険だと思います。特に、工場排水による河川の汚濁については神奈川県基準に従わなければならないわけですが、最終放流先は先ほど言いましたように下水道とかんがい用水路があります。町内各企業または個人事業が県の基準を満足して放流しているか否かは、町として、どの程度把握されているのか。個人はともかくとして、企業が果たしてすべて基準を満足しているかどうか把握されているかどうかをお伺いしたいということと、今後は南部開発による下水道接続が一段とふえるというふうに想像されますが、町全体で下水に接続しなければいけないという規則は存在しないのではないかなというふうに思うのですが、町全体を対象と考えた場合、ちょっと気がかりであります。

このようなことから、緑の基本計画、水質汚濁に関する規則について、町の考えを伺いますが、基準の遵守や事業者へ対して指導するための指針が必要だと思いますが、町として、この2点に対する規則をつくるお考えはございませんか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

緑の基本計画の関係が出ましたので、私のほうで若干説明をさせていただきたいと思います。

緑の基本計画は、平成6年に都市緑地保全法の改正により創設されました都市の緑全般に関する計画であります。今までは、緑のマスタープランというものがつくられておりました。これを再編して、よりわかりやすくまとめたというものでございます。開成町のほうでは、緑地の保全と緑地推進の重要性、これらを検討いたしまして、平成8年3月に緑の基本計画を策定いたしました。その位置づけなのですが、神奈川県が定めております都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、いわゆる都市計画のマスタープランというものでございますが、それとの整合を図った中で、緑地の保全や緑地推進に焦点等を当てまして都市緑化の目標やその推進方法を記載したものでございます。緑に関連したまちづくりですとか、あるいは、それらに伴う事業を進める際には、この計画と整合を図りながら進めた中で、都市公園等の決定ですとか変更の際には根拠としてその機能を担っているものでございます。

目標年次ですが、平成8年3月というものに策定いたしました。中間年次を平成12年、それから平成17年にいたしまして、最終目標を平成27年としております。ただ、平成27年には盛られたものがすべてできるということではございませんし、もちろんできないものもありますが、また、そのころ、ようやく着手できるといっても含まれてございます。例えば、松ノ木河原の公園ですとか、あるいは、また今後整備していこうという中家村公園というものも、この中に記載はされておるものでございます。

この見直しなのですが、緑の基本計画は長期にわたって、そこに示された基本的な考え方を受け継いでいくというものでございます。先ほど町長が言いましたけれども、今後、社会や経済の急激な変化ですとか、あるいは町民ニーズ等に変化が生

じるといふことも想定されます。この場合には、緑の基本計画にうたわれております保全、創出、普及という基本方針を受け継いだ中で、適宜、必要によっては見直していくということになると思います。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

ご質問の中にありました水質関係でございます。水質関係につきましては水質の汚濁防止法が一番上位の法律でございます。その中に、都道府県知事は公共用水域、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しなくてはならないという規定がございます。その結果を環境大臣のほうに報告するのだということがございます。あわせて神奈川県のご生活環境の保全等に関する条例の中で水質の汚濁という部分がございます。その中に水質の汚濁の防止に関する規制基準が県条例の中で定められているところでございます。一番最初の町長の答弁の中にもありましたとおり、県が県の権限に基づいてこういう規制をしているところでございまして、数字の何らかの規制を設けるといった部分については、県条例で定めているものに重ねて町で考えるということは考えていないということは町長の答弁の中にありましたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

下水の接続に関しては、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

下水の接続の何をお聞きになりたいのか、ちょっとよくわかりません。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

わかりました。では、もう少し大きく、下水だけではなくて。下水道に接続しなければいけないという決まりがあるのか、ないのかです。例えば、工場排水は最終放流先は下水に接続しなさいよとか、あるいは家を建てて新築したら下水に接続しなさいよという、必ずしなくてはいけないという定めはないというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

下水道法の中で、下水に接続しなければいけないというのは法律的にはございません。ただ、下水に接続できる区域において、いわゆるくみ取り式のトイレの場合は3年以内に水洗化をなさいます。イコール下水道が通っていますから、下水道へ

の接続になろうかと思えますけれども、法律では、くみ取りの場合は3年以内に水洗化しなさいという決まりはあります。下水道につなげるというのは、基本的には努力義務みたいな形でしかないと思えます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

同様に、工場排水の場合は、いかがですか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

同様だと思います。特に工場というのは、ないと思えます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、次に移りたいと思えます。

環境という観点から大局的に見てみますと、自然環境は言うまでもなく、歴史的・文化的環境を含めて考えることができると思えます。町の環境基本計画や環境基本条例では、この部分について余り触れられていません。若干触れられていますが、ちょっと物足りない部分があると思えます。歴史的・文化的環境について触れられている部分が少ないのはなぜか、また、地区計画についての考えはどうかということをお伺いということと、あと国の景観法では、第2条、基本理念で、良好な景観は地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動の調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制度のもとに、これらの調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない、そういうふうに書いてあります。したがって、歴史や文化についても、より明確に項目をふやしてはいかかなというふうに考えております。基本計画で歴史や文化等について、若干抽象的であるのはなぜかということをお伺いします。

それから、平成23年には南部地区土地区画整理事業にかかわる建築物の用途制限に関する条例で開成町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例が改定されました。建築基準法第68条の2に規定される建築物の敷地、構造及び用途に関する制限であります。この部分の条例は、まちづくりの根幹である景観に対して大きく寄与するものと理解をしています。なぜならば、区画整理を伴った新規開発や今後進められる建設行為で、今までの町の景観が変わりつつあるわけです。住民生活と密接なかわりを持つ景観をどのようにし何を守っていくのか、それぞれの地域により異なり、住民と行政が共通認識を持ち景観形成に努めることが継続的なまちづくりにつながるものと確信するものであります。よって、開成町の将来へ残すべき姿、まちづくりに向け景観形成計画もしくは景観に関する定めが必要と思えますが、町の考えはいかがでしょうか。

以上、歴史・文化面についての位置づけと景観に関する定めについて、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

前段の基本計画に歴史にかかわる環境の記載が少ないということでございました。先ほどの町長答弁の中にもありましてとおり、環境基本計画推進会議の皆さんが住民の目線で、今現在、町行政、また環境の話の中が余りにも広過ぎるだろうと。そういう話の中で、今、住民に何ができると、そういった部分がまずあって、それに対して町行政がどのようにできると、そういうような組み立てをしていこうではないかというお話の中で基本計画のほうが策定されて、今現在、素案を募集しているところでございます。まず、住民が今現在、何ができるか、そこが視点になってございましたことから、歴史であるとか、そういった部分の記載が少なくなっている、このようなことというふうにご理解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、後半の地区計画及び景観計画についてお答えしていきますけれども、まず、地区計画につきましても、当初、答弁で申し上げたとおり、建築にかかわる規制、誘導の計画ということになります。ですから、町とすれば、研究はしていきますけれども、今現時点では、景観計画までは定めるスタンスではないだろう、地区計画で補っていきたいというふうにご考えております。

景観計画なのですけれども、これは、私どもが認識しているのは、非常にこれがクローズアップされたのは、一等最初の分権の一括法の中で、これまで町の条例とかというのは、よく言われますけれども、まさに公害ですとか、そういったものが多いのですけれども、横出し条例だとか上乗せ条例だとか。いわゆる本体の法令を越えて、条例というのはつくることができないわけです。ところが、本体の法律の中で、上乗せしてもいいよですとか範囲を広げてもいいよとかという部分については条例で規定できるよという、我々のほうで上乗せ条例とか横出し条例とか言うのですけれども、そういったものの中で、景観条例につきましても、イの一番とか一等地域に分権の中でオールフリーになったと。よく地域でやるのは、協議会とかをつくって、みんなで住民が話し合って自分たちの町の景観の計画をつくっていこうということで、これで非常にクローズアップされた経緯がございます。

実際のものとしては、歴史的な遺産ですとか、そういったものの中で、鎌倉ですとか京都ですとか、まさに日本を代表するような、そういったところの市町はかなり先進的に取り組みをいたしました。その後、やはり景観という意味合いと、分権というより地域主権というのですか、今で言う、住民が自発的に計画をつくっていくのだという意味合いからも、かなり注目されました。戻りますけれども、そういう意味でいきますと、地区計画も、これは行政のほうは一応、案をつくりましても、基本的には住民が、縛りはないのですけれども、100%同意という形でないといけないことになっていきますので。なおかつ、今、言われた直近の地区計画条例につきましても、南部の土地地区画整理組合の中で案をつくられたものが町に提案

をされた。それを受けて、町も、ほとんど90%近く、その案を取り入れて、町として逆に提案して、それで条例に至ったということからすれば、住民と協働してつくり上げたと言ってもいいと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

時間がないので最後になりますが、近年、生活環境の拡大により、二酸化炭素やメタンガスという温室効果ガスが大量に排出されていることは、これは誰しもが承知しているところでありますが、地球温暖化は、もうどんどん進行しているわけがありますから、我が国として、それ相応の対応を図る必要があるというふうに思われます。この温暖化問題について、2009年12月にコペンハーゲン会議、いわゆるCOP15で合意されました2010までにCO<sub>2</sub>25%を削減するという目標があるわけですが、残す8年間で25%を削減する目標達成に向け、あらゆる課題に国民総動員で取り組む必要があると思います。この達成に向け、町民は言うに及ばず、事業者等、相互に力を合わせて積極的な取り組みをすることが重要かなというふうに思います。

そこで、平成22年度版環境白書では、地球と日本の環境を守り将来へ引き継いでいくための行動として、「チャレンジ25」と称し、すべての主体の力を結集するために取り組みを進めています。町の環境基本計画では国の環境政策の主な動向や京都議定書について取り上げておりましたが、環境白書の国民運動「チャレンジ25」に対して、町として何か実施されたことがあるのでしょうか。もし実施されたとすれば、その結果はどうであったか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

「チャレンジ25」の関係でございますが、一等最初のご質問の中にチームマイナス6%のお話ございました。チームマイナス6%から、よりCO<sub>2</sub>削減に向けた運動に生まれ変わった形で「チャレンジ25」が展開されているのかなというふうに理解しているところでございます。ということで、チーム6%のところでお話しさせていただきました開成町地球温暖化防止実行計画の結果が、今、町行政としての結果だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

「チャレンジ25」は、企業、団体、個人で登録ができるのですが、町としては登録等には参加しておられません。私は個人的に登録してしまして、こういう登録したよという証書があるのですが、これには登録する宣言書というものがありまして、私は何をやりますとか、項目についてのチェックするんですが、町としては、こういうものに登録されたという経緯はございませんか。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（加藤順一）

チームマイナス6%には登録いたしましたのですけれども、結果は先ほどのおりでございます。「チャレンジ25」につきましては、すみません、登録制度があることを承知してございませんでした。申しわけございません。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

ぜひ、前向きに。節電チャレンジもやっておられましたので、前向きな姿勢で検討したいと思います。

以上で質問を終わります。